

地方消費税引上げ分が充てられた社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

(歳入)

地方消費税率の引上げに伴う増収額

27,559,719

○実質的な増収額

1. 県税収入	28,123,112	
2. 地方消費税清算金収入	54,340,706	(他都道府県からの歳入)
3. 地方消費税清算金支出	27,510,394	(他都道府県への歳出)
4. 地方消費税交付金	27,393,705	(市町村への交付金)
計(1+2-3-4)	27,559,719	

(歳出)

社会保障施策に要する主な経費

	決算額	うち一般財源
	128,596,811	119,360,833

I 国と連携して行う主な社会保障施策に要する経費

	119,812,130	110,590,158
--	--------------------	--------------------

○社会福祉

	43,958,873	38,499,648
・児童手当	3,878,913	3,878,913
・生活保護	2,641,502	689,674
・子どものための教育・保育給付費負担	12,679,012	12,679,012
・障害者生活介護県費負担	3,249,711	3,249,711
・地域医療介護総合確保基金造成(介護分)	1,057,864	352,621
・その他	20,451,871	17,649,717

○社会保険

	67,992,139	67,938,404
・介護給付費県費負担	25,424,192	25,424,192
・後期高齢者医療対策(県費定率負担)	20,087,572	20,087,572
・国民健康保険調整繰出金	9,169,121	9,169,121
・その他	13,311,254	13,257,519

○保健衛生

	7,861,118	4,152,106
・自立支援医療(精神通院医療)公費負担	3,003,048	1,516,340
・特定医療費給付・小児慢性特定疾病医療費給付	2,832,903	1,416,553
・地域医療介護総合確保基金造成(医療分)	941,678	312,069
・その他	1,083,489	907,144

II 県が独自に取り組んでいる主な社会保障施策に要する経費

	8,784,681	8,770,675
--	------------------	------------------

○社会福祉

	855,581	846,757
・軽費老人ホーム利用料補助	759,636	758,156
・在宅要援護者総合支援(高齢者・障害者)	95,945	88,601

○保健衛生

	7,929,100	7,923,918
・福祉医療対策(子ども医療費補助)	4,242,579	4,237,397
・福祉医療対策(重度心身障害者・母子家庭等医療費補助)	3,283,954	3,283,954
・福祉医療制度減額調整繰出金	402,567	402,567

※令和5年度決算における「地方消費税引上げ分が充てられた社会保障施策に要する経費」については、上記のとおりです。